

平成27年第10回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成27年10月26日（月）午後2時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

1番 掛川 正治	2番 中村 良男
3番 須藤 喜一郎	4番 三須 清一
5番 齊藤 隆	6番 染谷 智一郎
7番 新堀 政夫	
9番 森 正昭	10番 阿曾 敏夫
11番 齋藤 剛広	12番 大野木 奥治
13番 小池 良雄	14番 早川 真
15番 江原 俊光	16番 高田 勝禧
17番 渡邊 光雄	18番 川村 泉治
19番 増田 勝己	

4. 欠席委員

8番 渡辺 陽一郎

5. 出席事務局職員

局長	海老原 美宣
次長	木村 孝夫
次長補佐	落合 敦
農地係長	富塚 隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 定刻となりましたので開会します。

ただ今から平成 27 年第 10 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 18 名の出席でございますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

1 番 掛川正治委員

4 番 三須清一委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号及び第 2 号の 2 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 2 号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」です。申請件数は新規 5 件、再設定 2 件の合計 7 件です。

以上で議案についての説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 27 年 10 月 26 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は 1 ページから 19 ページまでとなります。

申請地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は 289m²です。J R 成田線〇〇駅の南西約 1 km、〇〇〇中学校の道をはさんだ南側に位置しています。位置図は議案資料 4 ページをご覧くださいと思います。

社会福祉法人「つくばね会」が譲渡人と賃貸借契約を結び、申請地の隣に新たに障害者

グループホームを建設するのに合わせ、この工事期間中、資材や工事車両置き場として来年4月末まで一時的に農地転用を行うものです。

事務局からは以上です。

議長 続いて、増田第3調査副会長から調査結果の報告をお願いします。

増田勝己調査副会長 議案第1号について調査結果を報告します。

座らせていただきます。

譲渡人及び譲受人双方の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は農振農用地区域内に位置しています。このことについて「農業振興地域整備計画」の達成に影響がないか主管部署に確認したところ、工事期間中の一時転用であり、終了後、農地への復元の確約書が届いていることから計画に支障なしとの回答を文書で得ています。

切土・盛土等の形状変更は行わず、雨水排水は敷地内自然浸透とする計画です。

以上、第3調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案第1号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

なしとの声がありました。これにて質疑を打ち切ります。

これより議案第1号を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明を願います。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成27年10月26日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

整理番号1番から5番は新規設定、6番・7番は再設定です。

議長 整理番号1については農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、渡邊光雄委員は退席していただきます。これについてご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(渡邊光雄委員、退席)

事務局 それでは整理番号1番についてご説明いたします。議案資料は20ページからとなります。

新たに賃借権を設定する農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田3筆、合計面積は5,353m²です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇0kgです。

事務局からは以上です。

議長 続いて増田調査副会長から調査結果の報告をお願いします。

増田勝己調査副会長 借受者の経営面積は約1.74ヘクタール。農業従事日数は年間160日で、妻も40日従事しています。農業施設や大型機械等、一揃い保有しております。

以上の内容を基に審査しましたところ、第3調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号1を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1については原案どおり決定することにいたしました。

退席している渡邊委員には自席に戻っていただきます。

(渡邊光雄委員が自席に戻ったことを確認)

議長 続いて、整理番号2番から7番まで審議したいと思います。

事務局、説明してください。

事務局 議案書は3ページでございます。お開きください。

整理番号2番の借受者は〇〇の農業者です。権利設定する農地は〇〇〇地先の田4筆、合計面積は9,761m²で、新たに賃借権を設定するものです。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇0kgです。

次に、整理番号3番の借受者は〇〇の農業者です。権利設定する農地は〇〇〇地先の田2筆、合計面積は4,704m²で、新たに賃借権を設定するものです。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇0kgです。

続いて、整理番号4番の借受者は〇〇〇の農業者です。権利設定する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆、合計面積は1,560m²で、新たに使用貸借権を設定するものです。借受期間は1年間です。

なお、資料23ページにございますが、借受者はこの春、青年等就農計画の認定を受け、新規就農者となったもので、露地野菜、施設野菜の栽培に取り組むとしています。

次に、整理番号5番の借受者は〇〇の農業者です。権利設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は1,042m²で、新たに賃借権を設定するものです。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇0kgです。

続いて、整理番号6番の借受者は〇〇の農業者です。継続して権利設定する農地は新々田字大割及び相島地先の田、合計3筆、面積は5,581m²です。借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇0kgです。

最後に、整理番号7番の借受者は〇〇の農業者です。継続して権利設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は3,068m²です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇〇kgです。

事務局からは以上です。

議長 続いて、増田調査副会長から調査結果の報告をお願いします。

増田勝己調査副会長 整理番号2番の借受者の経営面積は、借受地を含め、約6.13ヘクタール。農業従事日数は年間300日で、両親や妻もそれぞれ年間100日従事しています。農業施設や大型機械等、一揃い保有しております。

整理番号3番の借受者の経営面積は、借受地を含め、約6.24ヘクタール。農業従事日

数は年間 300 日で、両親や妻もそれぞれ年間 100 日以上従事しています。こちらも農業施設や大型機械等、一揃い保有しております。

整理番号 4 番の借受者は新規就農者です。なお、賃借権設定により本年 5 月 1 日から中峠字篠堤地先の 2,515m²の現況畑を借り受け、既に農業を始めています。

整理番号 5 番の借受者の経営面積は、借受地を含め、約 4.56 ヘクタール。農業従事日数は年間 180 日で、親も 180 日、妻や子はそれぞれ 70 日従事しています。こちらも農業施設や大型機械等、一揃い保有しております。

整理番号 6 番の借受者の経営面積は、借受地を含め、約 5.27 ヘクタール。農業従事日数は年間 300 日で、このほかに親が 300 日、妻が 100 日従事しています。こちらも農業施設や大型機械等、一揃い保有しております。

整理番号 7 番の借受者の経営面積は、借受地を含め、約 2.32 ヘクタール。農業従事日数は年間 150 日で、妻も同じく 150 日従事しています。やはり農業施設や大型機械等、一揃い保有しております。

以上の内容を基に審査しましたところ、第 3 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 2 番から 7 番までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

なしとの意見がありました。質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号「農用地利用集積計画(案)の決定について」の整理番号 2 番から 7 番まで一括して採決したいと思います。原案どおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号整理番号 2 番から 7 番は原案どおり決定することにいたしました。

増田調査副会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 報告いたします。報告は第 1 号から第 4 号までの 4 件でございます。議案書は

6 ページをお開きください。

報告第 1 号は「農地法第 4 条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1 件受理しました。転用目的・事由は宅地でございます。

続きまして、報告第 2 号は「農地法第 5 条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4 件受理いたしました。転用目的・事由は、整理番号 1 番が駐車場、そのほかはいずれも宅地でございます。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。

続いて、報告第 3 号は「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」でございます。農地法第 5 条関係の 1 件を諮問したところ、平成 27 年 10 月 14 日に許可相当と議決され、回答がありました。

最後に、報告第 4 号は「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」です。権利設定をしていましたが、借受人の都合により耕作ができなくなったことから解約等の通知がありました。

報告は以上です。

議長 報告第 1 号から 4 号まで何かご意見はございますか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成 27 年第 10 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人